

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領 現改比較表

条項	現行	改正（案）	備考
2. 用語の定義	<p>(1) ロゴとは、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの総称をいう。</p> <p>(2) 商標とは、製造業者または販売業者のロゴをいう。</p> <p>(3) 規則とは、公認野球規則をいう。</p> <p>(4) 内規とは、日本野球連盟（社会人野球）内規をいう。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p><u>(5) 個人名とは、選手及び審判員をはじめとする関係者の姓、名、イニシャルなどをいう。</u></p>	(5) を追加する。
3. 宣伝広告等を貼付できないもの			
手袋	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]④</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所（手の甲） 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他 選手名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p> <p>4. その他 <u>個人名</u>、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>	4. その他 「選手名」を「個人名」に変更する。
リストバンド	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]④</p> <p>2. 商標</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	

<p>サポーター アームスリーブ</p> <p>捕手<u>及び審判</u>用具</p>	<p>商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下 3. バンドの長さ 15 cm以下 4. 色の規制 なし 5. その他 (1) 投手の使用は認めない。 (2) 15 cmより長いもので前腕に装着するものはサポーターとみなす。 (3) 選手名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p> <p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤ 2. 野手 (1) 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下 (2) 色の規制 なし (3) その他 片方の腕だけの着用可 3. 投手 (1) 商標 商標の表示 認めない (2) 色の規制 アンダーシャツと同色 (3) その他 ①両袖の長さは同一 ②ユニフォームまたはアンダーシャツの下に着用する場合、商標表示の有無及び色は問わない。</p> <p>捕手用具 1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p>	<p>3. 同左 4. 同左 5. 同左 (1) 同左 (2) 同左 (3) <u>個人名</u>、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p> <p>1. 同左 2. 同左 3. 同左</p> <p><u>4. 審判員</u> <u>(1) 商標</u> 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下 <u>(2) 色の規制 なし</u> <u>(3) その他 片方の腕だけの着用可</u></p> <p>捕手<u>及び審判</u>用具 1. 同左</p>	<p>5. その他 (3) にある「選手名」を「個人名」に変更する。</p> <p>4. 審判員を追加する。</p> <p>項目名「捕手用具」を「捕手及び審判用具」に変更する。</p>
---	--	--	--

<p>レッグガード エルボガード 手甲ガード <u>足甲ガード</u> リストガード</p> <p>4. 宣伝広告等を貼付できるもの</p>	<p>2. マスク (1) 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. レガース (1) 商標 商標の表示 1対(左右足の膝下部または踝(くるぶし)外側) 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>4. プロテクター (1) 商標 商標の表示 1か所(胸部前面または左肩前面のいずれか) 商標の大きさ 28 cm²以下</p> <p>(2) その他 チーム名、チーム章、都道府県名または市町村名及びそれらの頭文字の表示を認める。また、会社登録チームについては、チーム企業名、社章、企業関連ブランド名及びそれらの頭文字の表示も認める。</p> <p>レッグガード エルボガード 手甲ガード リストガード</p>	<p>2. 同左</p> <p>3. レガース (1) 商標 商標の表示 1対(左右足の膝下部または踝(くるぶし)外側) 商標の大きさ 14 cm²以下 <u>ただし、審判員においては、審判服の下に着用した状態において外部に露出しない場合はこの限りではない。</u></p> <p>4. プロテクター (1) 商標 商標の表示 1か所(胸部前面または左肩前面のいずれか) 商標の大きさ 28 cm²以下 <u>ただし、審判員においては、審判服の下に着用した状態において外部に露出しない場合はこの限りではない。</u></p> <p>(2) 同左</p> <p>レッグガード エルボガード 手甲ガード <u>足甲ガード</u> リストガード</p>	<p>2. レガース及び 4. プロテクターの商標に下線部分を追記する。</p> <p>項目名に「足甲ガード」を追記する。 ※「足甲ガード」は審判用に市販されている。</p>
--	--	---	---

<p>ユニフォーム</p>	<p>1. 貼付するもの 背番号の上の選手名。ただし、ファミリーネーム（姓）とし、ニックネームは認めない。</p> <p>2. 会長の承認を要しないもの (1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文 (2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>3. 会長の承認を要するもの (1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。 (2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。 (3) ロゴの大きさは縦4 cm、横1 2 cmを超えないものとする。ただし、胸部については表示するチーム名称等（背番号は除く）も含めて、縦3 0 cm、横4 5 cmを超えないものとする。</p> <p>4. 商標 商標の表示 認めない</p>	<p>1. 同左 2. 会長の承認を要しないもの (1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文 (2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字 <u>(3) 審判員に限り認めるもの 袖番号を認める。ただし、貼付する場所は両袖のうちの1か所を限度とする。</u></p> <p>3. 同左 4. 商標 <u>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のユニフォームへの商標の表示は認めない。</u> <u>(2) 審判員が着用する審判服（シャツ及びスラックス）については以下の範囲において商標の表示を認める。</u> <u>商標の表示 シャツ 1か所（表面または裏面のいずれか）</u> <u>スラックス 1か所（裏面）</u> <u>商標の大きさ 28 cm²以下</u></p>	<p>2. 会長の承認を要しないものの（3）に審判員に限り認めるものを追加する。</p> <p>4. 商標に審判員に関する事項を追記し、文章を修正する。</p>
<p>グラウンドコート</p>	<p>1. 会長の承認を要しないもの (1) 全チームに共通して認めるもの</p>	<p>1. 同左 2. 同左</p>	<p>グラウンドコートに関する商標表示</p>

<p>バッグ類</p>	<p>チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業・団体等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4 cm、横12 cmを超えないものとする。ただし、胸部については表示するチーム名称等（背番号は除く）も含めて、縦30 cm、横45 cmを超えないものとする。</p> <p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣</p>	<p>3. 商標</p> <p><u>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のグラウンドコートへの商標の表示は認めない。</u></p> <p><u>(2) 審判員については以下の範囲において商標の表示を認める。</u> <u>商標の表示 1か所(表面または裏面のいずれか)</u> <u>商標の大きさ 28 cm²以下</u></p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	<p>の記載がなかったため、新たに商標の項目を追加し、審判員に関する内容も加える。</p> <p>審判員のボールバッグの商標表示について追記する。</p> <p>4. その他にある「選手名」を「個人名」に変更する。</p>
-------------	--	--	---

<p>上記用具に共通するもの</p>	<p>伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業・団体等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4 cm、横12 cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標 商標の表示 認める</p> <p>4. その他 選手名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p> <p>1. 同じ企業等のロゴ、または各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴは、それぞれ同一の場所に貼付しなければならない。</p> <p>2. 次のようなプレイに支障のある内容およびデザインは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光を反射させる素材によりプレイに支障があるもの ・野球用ボールをかたどったり、連想させるような模様 ・内容やデザインが相応しくないと判断したもの ・その他プレイに支障があると判断したもの <p>3. 試合中のプレイで容易に欠落するような簡素な取り付け方法は避けること。</p>	<p>3. 商標</p> <p>(1) <u>各競技者（監督、コーチ及び選手）のバッグ類への商標の表示は認める。</u></p> <p>(2) <u>審判員が使用するボールバッグについては以下の範囲において商標の表示を認める。</u> <u>商標の表示 1か所(表面または裏面のいずれか)</u> <u>商標の大きさ 14 cm²以下</u></p> <p>4. その他 <u>個人名</u>、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	
--------------------	---	---	--

	<p>4. 主催者の決定により(各チームスポンサーとは別に)大会等に対する協賛(冠スポンサー等)や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを全(参加)チームのユニフォーム等につけてもらうことがある。</p> <p>5. 以下に関する広告表示については、日本野球連盟の自主規制の対象としている商品名等が含まれているので、必ず申請前に確認をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルに係る商品名(例:パチンコ、パチスロなど) ・アルコール飲料及び煙草の商品名(未成年者に対する表示) 	<p>4. <u>J A B A公式大会の主催者は、会長の承認を得て</u>(各チームスポンサーとは別に)各大会の協賛企業等(冠スポンサー等)や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを全(参加)チームのユニフォーム等に<u>貼付することができる。</u></p> <p>5. 以下に関する広告表示については、日本野球連盟の自主規制の対象としている商品名等が含まれているので、必ず申請前に確認をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルに係る商品名(例:パチンコ、パチスロなど) ・アルコール飲料及び煙草の商品名(未成年者に対する表示) 	
<p><u>5. 審判員のユニフォーム等について</u></p>		<p><u>J A B A公式大会の主催者は、会長の承認を得て、各大会の協賛企業等(冠スポンサー等)や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを審判員のユニフォーム等に貼付することができるが、その取り扱いは以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 申請者</u> <u>対象とする J A B A公式大会の主催者とする。複数大会を一括して申請することもできる。</u></p> <p><u>(2) 貼付できるロゴ</u> <u>大会等に対する協賛(冠スポンサー等)</u></p>	<p><u>審判員のユニフォームへのロゴマークの貼付に関する項目を5.として新たに追記した。</u></p>

		<p><u>や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークとする。ただし、J A B A加盟チームに関わるロゴマークは除くものとする。</u></p> <p><u>(3) 貼付できる場所等</u></p> <p><u>場 所：審判シャツの前面、背面及び袖部、スラックスの左右腰部、帽子の左右及び後方部分とする。ただし、審判シャツの袖部にあってはいずれかの面に連盟表示が貼付されている場合は当該面を除いた面にのみ貼付を可とする。</u></p> <p><u>ロゴの個数：協賛企業等につき貼付できる上記に記載の場所ごとに1個を限度とする。</u></p> <p><u>ロゴの大きさ：協賛企業等のロゴ1個につき縦4cm、横12cmを超えないものとする。</u></p>	
		<p><u>2024年2月15日 一部変更</u></p>	